

J A M 政策NEWS

2020年4月17日 第2020-13号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

※アドレスが変わりました。

COVID-19関連

妊娠中の女性が休みやすい職場環境へ

厚生労働省は、妊娠中の女性に配慮した、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた職場環境の整備が進むよう、企業向け・妊婦さん向けのリーフレットを作成し、公表しています。

感染の拡大防止対策として、休みやすい環境整備、テレワークや時差通勤の活用促進等について、各企業での取り組みが促進されるよう、企業に改めて協力を求めることが目的です。

今回の協力要請は、4月1日に厚労省が経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）及び労働団体（日本労働組合総連合会）に要請

した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた妊娠中の女性労働者等への配慮について」をさらに強化するものです。

感染防止対策や雇用維持に向けて、各企業で努力されていると思います。雇用調整助成金などの活用できる制度について、まだ、職場で検討されていない時は、制度活用について、労働組合から提案することを検討してみてください。

リーフレットや経済・労働団体に向けた要請文書は以下の厚生労働省のページから見ることができます。リーフレットは2ページ以降にも掲載していますので、ご参考にしてください。

【厚生労働省：妊娠中の女性労働者等への配慮要請とリーフレット類】

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10856.html

1. 企業向けのリーフレット（企業の皆さまへ）※2～3ページに掲載
2. 助成金制度リーフレット（企業の方が活用できる助成金制度）※4～5ページに掲載
3. 妊婦さん向けリーフレット（妊婦の方々へ）※6～7ページに掲載

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

～妊娠中の女性労働者などへの配慮について～



感染が妊娠に与える影響

現時点では、新型コロナウイルスについては不明な点が多いですが、一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、妊娠していないときに比べて重症化する可能性があります。さらに、妊娠中の女性労働者は、新型コロナウイルス感染症の感染がひろがる現状の下で、不安をお持ちだと考えられます。

職場における配慮

パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く人も含め、妊娠中の女性労働者に配慮いただき、例えば次のような取組の実施をお願いします。

- ① 休みやすい環境の整備
 - ✓ 有給の特別休暇制度の導入など
- ② テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進
- ③ 従業員の感染の予防のための取組 など

※このほか、妊娠中の女性労働者については、事業主は以下の措置などを講じる必要があります。こうした措置などについても引き続き、適切に講じて下さい。

- 母性健康管理措置（男女雇用機会均等法）
 - ✓ 医師などからの指導事項を守るための勤務時間の変更や勤務軽減などの措置（通勤緩和、休憩に関する措置、妊娠中の症状などに対応する措置）
- 妊婦が請求した場合の時間外労働、休日労働、深夜業の制限など（労働基準法）

※高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方は、重症化するリスクが高いと考えられていますので、同様に、休みやすい環境の整備などの取組の実施をお願いします。

○発熱時の留意点、企業の方が利用可能な制度などについては、裏面を参考にしてください
○なお、このリーフレットは、令和2年4月10日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。

☞裏面に続く